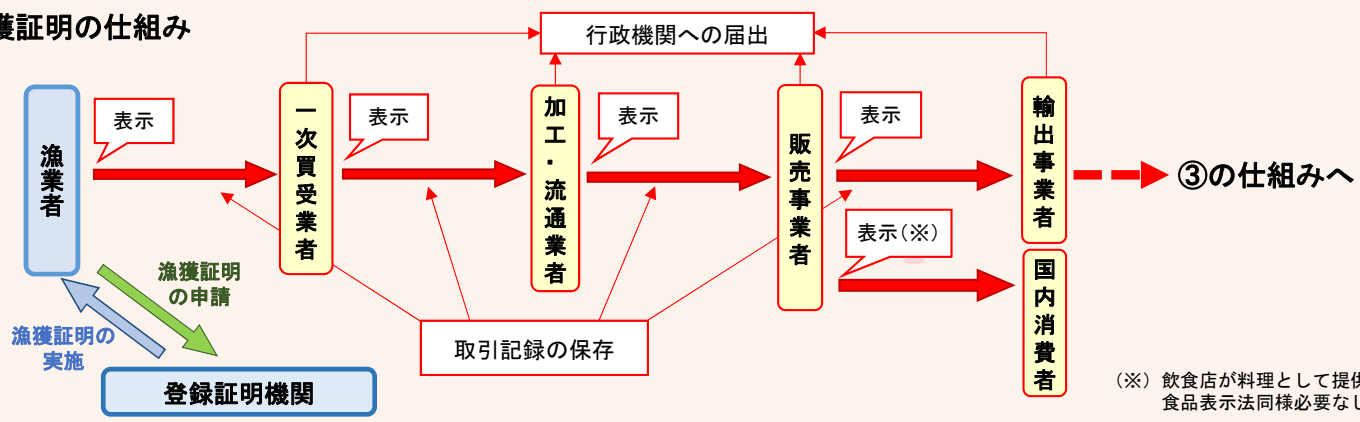


(1) 国内漁獲証明制度

① 指定水産動植物に対する漁獲証明の仕組み

密漁等の違法漁獲が懸念される魚種について、漁獲証明済みであることを表示、漁獲証明番号を含む取引記録の保存、取扱事業者の届出をしなければならない。

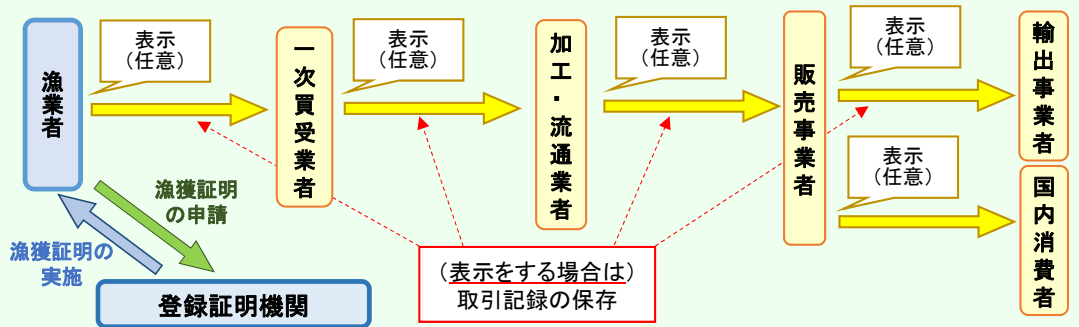
※登録証明機関については、組織体制や知識・技能、経理的基礎等の要件を満たす者。



(※) 飲食店が料理として提供する場合は食品表示法同様必要なし。

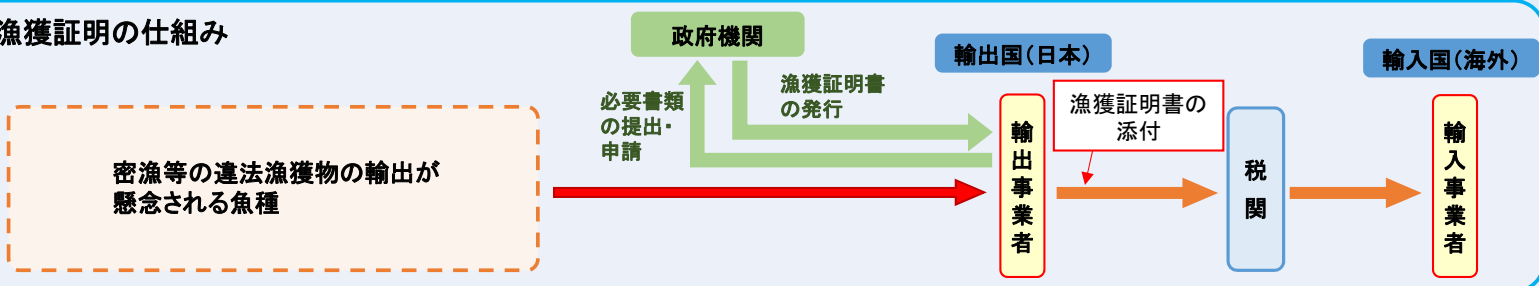
② 任意の漁獲証明の仕組み

指定水産動植物以外の魚種については、漁業者が任意に漁獲証明を受け、漁獲証明済みであることを表示することができる。この表示をする場合には漁獲証明番号を含む取引記録を保存する必要がある。



③ 指定輸出水産動植物に対する漁獲証明の仕組み

密漁等の違法漁獲物の輸出が懸念される魚種について、我が国の輸出事業者が輸出する際に、行政機関が発行する輸出漁獲証明書の添付を義務付ける。



(2) IUU漁業の懸念がある輸入水産物への漁獲証明制度

IUU漁業の懸念がある魚種（指定輸入水産動植物）について、我が国の輸入事業者が輸入する際に、漁獲した船の所属国の政府機関が発行する漁獲証明書が添付されていなければ輸入できないこととする。

